

平成 19 年 12 月 20 日  
18:00～20:00  
前原暫定集会施設 A 会議室

第 4 回（仮称）小金井市芸術文化振興計画策定委員会  
[議事録]

次第

1. 事務連絡
2. （仮称）小金井市芸術文化振興計画の策定について  
東京大学大学院文化資源学研究室 小林真理
3. 計画の目的、方向について討議
4. その他（事務連絡）

<資料>

1. 第 2 回（仮称）小金井市芸術文化振興計画策定委員会議事録
2. 前回までの策定委員会要旨
3. 他自治体の計画について
4. 他自治体の計画キーワード集
5. 計画階層図

[計画策定委員]

- ・ 大久保広晴委員 =出席
- ・ 大澤国栄委員 =出席
- ・ 久保みどり副委員長 =欠席
- ・ 池口葉子委員 =出席
- ・ 田川尚子委員 =欠席
- ・ 中野昌子委員 =出席
- ・ 増田章夫委員 =出席
- ・ 斎藤浩委員 =出席
- ・ 田中敬文委員長 =出席
- ・ 久保田美穂委員 =出席

[事務局]

- ・ コミュニティ文化課長
- ・ コミュニティ文化課文化推進係長

- ・コミュニティ文化課文化推進係主任
- ・東京大学大学院人文社会系研究科文化資源学研究専攻小林真理研究室

[傍聴者] 4名

## 1. 事務連絡

### 鈴木係長

第三回の議事録の修正していただいたものをお持ちいただいていると思いますので、帰りに私の方までお渡しください。今日の議事録は年末年始のお休みが入って日程の方がきつくなってしまうのですが、年が明けまして1月10日に東大の方からそれぞれの委員さんの方に発送いたします。お手元に届くのが新年11か12日頃に届くと思いますので、次回策定委員会1月17日に赤を入れてお持ちください。日程が短期になってしまいますけれど申し訳ありません、ご協力をお願いいたします。それから変更のお願いなのですが、3月13日、第7回の策定委員会という形で中間報告会を行うことにしていましたが、これは策定委員会という位置づけではなく、市の主催としてワークショップ形式で市民の方々のご意見をなるべく広くいただく会にしたいと思います。ですから委員さんは出席の義務はございませんが、なるべく皆さんご参加いただいて、ワークショップをしたいと思っておりますので、ワークショップのリーダーになっていただくと助かると思いますので、自主参加という形でお願いいたします。3月13日木曜、時間は18時から20時です。最初第7回の策定委員会という形で行う予定だったのですが、それをワークショップで自由参加という形でお願いたします。以上です。

### 田中委員長

皆様方、今日宿題が2つありました。1つは第三回の議事録をお持ちいただく。それから今回メインとなる小金井市芸術文化振興条例にいろいろ書きこみをしてくるというものがありました。お持ちいただいていますか？前々回の議事録は、終わってからですね。この条例文はどうでしょうか。とりあえずは手元に置いていただきましょう。それでは今委員の皆様方のお手元に、10月の第二回の委員会の議事録があると思います。これは資料にするのですね。それでは今日の次第に移りたいと思います。はじめに（仮称）小金井市芸術文化振興計画の策定について今回ご協力頂いております、東京大学の小林先生の方から解説をお願いいたします。

## 2. （仮称）小金井市芸術文化振興計画の策定について

**事務局（小林）**

皆さんこんばんは。年末のお忙しい中ありがとうございます。それでは解説をさせていただきますけれども、策定についてという、そんな大げさなことではなくて、計画というのはどういうものかというのをちょっと確認させていただこうかなと思ひまして、10分くらいお話させていただきたいと思っています。前回まで皆さん割とフリーディスカッションを、いろんな行政に対する文句とか、ホールができないとか、そういうことを語ってきたわけですけど、最終的にこの委員会の目的というのは計画を作らなければいけないということなのです。それで皆さんのお手元に、全国でどのくらいの自治体に文化振興に関する計画があるのかということを集めたのが、資料3になります。皆さんのお手元の資料3を見ていただくと他自治体の計画についてというのがあります。前回もちょっとお配りして皆さんにみていただいたのですが、いろんなタイプの計画というものがあるのだということをもっと見ていただくのがいいのかなと思って、今もまたお返ししています。それでここにある色々な計画というものに、きちんと作成しているところというのは今1800市町村がある中の、せいぜい41しかないということなんですね。実際に名前はいろいろあって計画として機能を果たしていないものも実はあります。計画とかビジョンとかそういうような名前がついているのだけれど、計画としての機能は果たしていないタイプのものであるということです。それでなぜ計画というものが必要なのかということなのですが、たとえば小金井の場合は条例を作りました。条例を作って、とりあえず芸術文化振興に関する施策をやります、とある意味で宣言をしたことになるわけです。で、議会で承認を得たと。しかしその宣言をして終わってしまうようなものも多いわけです。とにかくやりますと行って、いつまで待っても何も始まらないタイプのものであるということなのです。それを具体的に実行していくときに計画が必要となってくるということなのです。で、計画って一体何なんだと言った時に、皆さん今度この図を見てください。前にもお配りしたのですが、資料6です。見ていただくとわかるのですが、どんな目標をもっていつまでに、どのくらい、何を達成していけばいいのかということスケジュールして、その進行状況をチェックしていくことによって、どこまで目標が達成されたかを明らかにすることができるわけです。計画があるからこそ、それができるわけであって、施策を行われていないとか、あるいは滞っているところをチェックすることを明らかにすることによって、施策が稼働していくことを、目に見える形にしていくところに計画の意味があります。そのような意味は、時間軸に沿って目標の優先順位をつけることも必要になってくるわけです。たとえば今までに策定された他の自治体の計画みたいなこういうものを見た時に、文化振興ビジョンの名のもとに、たとえばホールを建設したら終わりになってしまっていて、建設したことで全てが達成された。その後実は何もしないというようなタイプのビジョンや計画もあるわけです。今お配りしているところは実は比較的良くできている計画なりビジョンをそちらにお返ししているわけなのですけれども、作ってみたのはいいが、残ったのは冊子

だけというようなタイプのものもあるんですね。せっかくそういうような計画なり何なりを作ったのだけど、後に異動してきた職員さんはその内容なり存在を知らないというような、冊子を作ることに一生懸命になっちゃって、実際に政策を実施していくことにならないタイプのものもあります。だからここでは少なくとも何か具体的なものを作っていくために計画を作る。そのためには何をするのか、どういう風にするのかということまで明確に決めていく必要があるかと思えます。それから 2 番目に大事なものは、どのくらいの計画をつくるのかという問題もあるということです。それは皆さんこの資料 6 を見ていただきたいのですが、たとえば目標と方向性とこんな施策をやったらいよいよねというぐらいの所まで作っておいて、後はたとえば行政に任せてしまう。あるいは行政じゃなくてもホールの運営者に任せてしまうというやり方もありますし、もうこの事業の所まで事細かに計画を作っていくと、がちがちに何をするか、どういう事業をするかまで確定をして作ってしまうやり方もあると思えます。それは皆さんである程度お決めになっていただいてもいいと思えますし、もう少しきちっと、それを打ち合わせしていく必要があると思うんですけども、がちがちに作ってしまうと、それはそれでスケジュールに沿って具体的に何をやっていくかがはっきりしますから、ある意味では行政なり、やる側は、すごくやりやすいという部分もあるわけです。けれどもあんまりがちがちに作ってしまうと柔軟性に欠けてしまって、もうこんな事業必要性のないのにやらなきゃいけないのかしら、という話にもなってしまう。だから上手にその調整を取るための何かしらの仕組みというものが、もしかしたら必要かもしれません。その時に実は条例の中ではそこに推進機関みたいなものを想定しているのです。ただどういう風な形でやるかということについてはちょっと来年度に回そうとは思っています。来年度もこの委員会はやっていくわけですから、具体的にどういう風な形でやるかについては来年度話していくということになると思うのです。それで先程鈴木さんの方からありましたが、3 月には中間報告という形で市民の皆さんに、こういう方向性でいいかということ委員会から提示をしなければなりません。そのためには資料 6 の階層図ののです。少なくとも目標と方向くらいは、ここの中で方向性を決めてこれで行きたいと思えますけれどもいいですかというご意見をうかがえるような状況にしておく必要があると思えます。それを 3 月にやることを考えると、今回と 1 月で大体のところは決めて、2 月にアンケートの集計が出てきますので、そのアンケートの集計結果をにらんで調整をして 3 月には発表という形になっていくのかなと思えます。もうひとつ、議論するときの視点として、考えなければいけない大事なことがいくつかあると思うんですね。それは、ここに集まっていらっしゃる方々というのは市民公募の方を除いて、ある意味で団体を背負ってきていらっしゃる方達が多いかと思うのですが、その団体を背負ってきている視点というのも、もちろんそれが必要だからお集まり頂いているのですが、それだけではなくて、やはり市民のために税金を使って行うものという発想をいつも持っていたきたいなど。市民のために税金を使って行うものとして、今私たちがやろうとしている施策や事業というものが適切なのか、あるいは適当なのかという視点を是非忘れないでいた

だきたいと思うのです。議論をするときの視点として、たとえば町の状況を見て、いいところとか悪い所を見ていくのは非常に重要なのです。これまでも委員会の議論の中で小金井には発表の場がないと、だから施策としてホールを建設するという形で、ホールの話で1回目2回目くらいは盛り上がったわけです。ただもうホールの問題というのは実は小金井の中では解決済みの話であって、あとはできるのを要は待つ段階なわけです。ところがただ発表の場がないということイコールホール建設というわけでも実はないわけなのです。たとえば発表の場がないなら、近隣の市町村のホールを借りる時に補助金を出そうとか、その広報を担当してあげようとかそういう方法もあるわけです。変な話ですけども、今そこに再開発反対の横断幕出しているところがありますね。実際たとえば四街道市では生涯学習センターの建設を住民投票により否決されて建設ができなくなった事例がつい最近あったわけです。別に小金井もそうになってしまうというわけではないですが、言ってしまうえば、そういう人たちにも理解を得られるようなホールの使い方とか文化振興のあり方みたいなことを考えていかななくてはいけない。そういう意味では自分たちが団体を背負ってきたからこれをやるとか、やりたいとかですね、ほかの地域の芸術振興団体に比べて顔が立たないとか恥ずかしいというのはちょっと理由にならないわけですね。そういう視点から少しこれからやろうとしていることを考えていただきたいと思います。それからもう一つあるのが、小金井を芸術文化で豊かにしていくことを目標にして計画作りをしていくわけなのですが、何もかも行政が関わっていく必要というのはないですね。今行政の施策の中で行っているけれども、たとえば小金井というのは立地的に非常にいい場所にあって、優れた芸術を鑑賞しようと思えば、都心まで1時間もかからずに出られるわけです。近隣の市町村を見渡すと三鷹とか吉祥寺とか府中でも、優れた展覧会や演奏会はずでに行われているわけですね。大久保さんのところでは、まさにそういうことをされている。同じことを、要は小金井でもしましょうと、近隣でもやっているからという風になってしまうと、実際にはお客さんが分散したり、かち合ったりして、事業自体は赤字になっちゃうということもありうる。そうしてしまうとどうなるかということ、下手な赤字になってしまったりすると必要のない事業という風に認定されてしまう場合もあるのです。そういうことを考えていくと、小金井の文化振興を考えていかななくてはいけないのだけれど、近隣の状況の中で何をしていくかという発想も大事なのだと、そういう意識を持ってほしいという風に思うわけですね。民間にやれることは民間にやってもらうほうがいいわけですから、その中で行政は何をするのがいいかという視点が非常に大事だと思います。さっき四街道市の話をしましたけれども、国分寺市のホール建設を巡って市長選にまでなったんです。これはホール建設否定側が勝ってホール建設中止したのです、あそこは。その代わりに今年芸術文化振興補助金というのを作ったのです。国分寺には文化ホールがないから、ほかの地域で活動するための補助金を出しましょうという仕組みを作ったのですが、行政が補助金を交付する仕組みを作ると、細かい規定や資格条件がうるさくて、せっかく作られた補助金も申請が少なく、その存在自体が危ぶまれちゃうことが結構あるのです。できるだけ

補助金の申請を多くして、いろんな人たちが補助金ほしがっているという風にしていかないと文化振興は発展していかないし、予算も増えていかないということがあります。ですからどうしても私達小金井内部のことだけを考えがちですが、近隣との関係で考えていく視点も非常に大事だということをお考えいただきたいなと思います。そういうようなことなのですけれど、最後にもう一回言うと、基本的には昔はですね、こういう政策、施策をやる時は、変な話ですけれども声の大きい人たちの利益誘導的に政策をするということまでやってこれたわけなんですけれど、今やはり、公共政策みたいなことの中で文化振興をやっていくんだとすると、市民全員が納得するということは無理だとしても、多くの人たちにできるだけ理解してもらえるように積極的に説明できるような、そういう人達を巻き込んでいくような計画というのを是非作っていただきたいなと思います。実はこういう計画といってもフォーマットがあるわけではないのです。ですからここまで自分たちは作ろう、ここからは行政に任せようということまで含めて、考えていただけたらなと思います。以上です。

### 3. 計画の目的、方向について討議

#### 田中委員長

ありがとうございます。今の小林先生のお話をお聞きになって、委員の皆さんいかがでしょう。特にここを教えていただきたいとか、よくわからないというものがありましたら、今の時間をお願いします。よろしいですか。それでは本日のメイン、次第の2番目、小金井市の文化振興計画の目的、方法について討議をしたいと思います。皆様方のお手元にA3判の振興条例に線を引いたり、書き込んでいただけたりしたでしょうか。3種類ありました。重要だと思うところをマルで囲む。よくわからないところに線を引く。それから第一回目第二回目で自由に議論をした、こんなことをやりたいということと条例とを結び付ける。今日の資料で階層図というのがあります。何回か皆様方ご覧になっているかと思いますが、なかなかこういう風に言葉で書いてもイメージがつかめないかと思います。たとえばこういうことだと思うのです。条例はどちらかという理念や目標が書いてあります。具体的に事業、いつやるということは書いてないのです。それに対して、私たちが1回目2回目で議論したのはどちらかという、一番右の端の方ですね、こういうことをやりたいな、あったらいいな、その事業とか具体的な施策ですから、この施策と事業の所をいろいろと夢を語った部分もあると思います。それで今日の作業というのはこの条例の理念と施策事業をうまく結び付けたい。つまり私達がやりたいと思っていることも、理念と結びつかなければできないだろうし、あるいはまた、理念を見るともっと必要な事業もあるかもしれない。今までは細かいこと、やりたいことを見ていたわけですが、今度は条例という少し抽象的な世界に結び付けていこうということなのです。形が変わるだけで前回までの議論と形式的にはフリートキングとそんなには変わらないだろうと私自身は思っていますが、条例の中でしっかり見て行こうということなのです。勝手に解釈してしまいましたが、今のと

ころつかめましたか。大体こういう感じなのですが。

#### **中野委員**

ちょっとお尋ねしたいのですけれど、この条例はもう決まっています、施行したものに對して私たちはこれをいじくれるのですか？

#### **田中委員長**

条例自体はいじくれないですね。ですから理念をどう理解するか、それから事業をそこにどう結び付けるか、さらに私達がやりたいと思っている事業が本当に適切かどうかなんてことも考えていく必要があるかと思えます。やり方としては前文からご覧頂いて、ここはこうだという形でやっていくのが一番わかりやすいかなと思えますが。ではまず、前文をご覧ください。読まなくていいですね、皆さんすでに読み込んでいらっしゃるし。5行あります。これをお読みになってまず、やることは3つあります。重要な言葉にマルをつける。わからない言葉に線を引く。具体的な事業施策と結びつける。ではまずは理解しにくいところ、疑問点はいかがでしょう。

なければここで重要なことというのは、ずっとそうですね。たとえば上の1行目で自然環境に恵まれたとか。他の都心の人からすればそうでしょうね。先人から受け継いだ伝統文化、文化資源、あらたな芸術文化資源を創立するとか、芸術文化の力に期待する。なんていうと全部読んでしまいますね。それより、具体的な施策や事業に結び付けていく。具体的に結び付けられたものがあつたでしょうか。言っていたかないと周りの方が理解できないと思えますので、皆さんどうぞご自由にご発言していただければと思えます。いかがでしょうか。

#### **久保田委員**

今日は理念と目標と方向性でいいわけですね。たとえば目標とか方向性とかを吟味しながらこれを読んでいくと、いっしょくたにお話をしますと、自然環境に恵まれたというとな何になるか。その次に出てくるのが地域性に富んだコミュニティを築いてきた。これは築いてきたと言っていますけれど地域性に富んだコミュニティは大事だと言っているのと同じだと思います。そうすると地域性に富んだコミュニティ活動というのは数がない。その次は伝統文化。という風にまあこの中からも骨格になってくるような方向性とかキーワードが読み取れるのではないか。そんな風に絞っていつちやっつていいのであれば、たとえばホワイトボードとかに豊かな自然環境とかですね、そういう風に分けて書くと施策とかどんどん出てくると思うんですね。

#### **田中委員長**

素晴らしいですね。では今おっしゃったようなことを書いていただけますでしょうか。自

然環境に恵まれた、地域性に富んだコミュニティ、伝統的文化資源、あらたな芸術文化資源の創出。それから芸術文化の持つ力を5番目に入れましょうか。

#### **久保田委員**

そうですね、わかりにくいですがいろいろなことが出てくると思います。

#### **齋藤委員**

1, 2 回目はわりとブレインストーミングみたいなかたちで材料が、レベルのいろいろ違うものが出てきたのですが、わりとよくやるのはグループ分けして最後まとめるじゃないですか。配っていただいた中にぎゅっとリストアップされていたじゃないですか。それをここにあてはめろという話だったわけですがけれども、いろんなレベルのものが入っているので、それをお得意の分類をしていくと、柱が何本に分かれていくのか。そういう形になるのかなと。この中にそれが全部含まれているかということ、含まれていないかもしれないし、今まであった材料からやって行く手順を踏むのであれば、そのやり方が早いのかなと思います。

#### **田中委員長**

僕が考えたのはまずは前文で抜き出していくと大体条例の基本的な要素が、しかも小金井の特色のものが書かれているかな。これは芸術文化振興委員会でもこういった言葉はいろいろご議論、ご苦労があったんだろうと思います。まあ自分で言うのもなんですが。やり方としてはどうでしょうね。

#### **池口委員**

これから始める議論の目的はなんですか。目標といいますかね。その辺がいま一つわからないのですが。

#### **田中委員長**

まずは策定された施行された、小金井市芸術文化振興条例の内容を私たちが理解する。これまでこの委員会でこれについて議論したことはなかったのです。1回目, 2回目で議論してきたのは、小金井市の現状を見て、私達がどんな芸術文化政策が望ましいと考えるか、あるいは具体的にどんなことをやりたいかということを中心に話してきたわけです。今日はそういった具体的な事業、施策と条例の理念を結びつける作業をしようという、条例の内容を理解しようということです。条例に基づいて事業をやるわけですから、私達がやりたいことが条例から見て場合によっては違うものがあるかもしれないし、あるいは条例にはないものがあるかもしれない。そういったことを理解した上で私達が穴埋めをしていく必要がある。

#### **池口委員**

条例そのものを理解するためですね。わかりました。

#### **田中委員長**

実は第二回の策定委員会の時に皆さま方が具体的にこういった事業をやりたいというものを書いたのがありますね。第三回時にはこれを使って議論をしました。ここにあるものもないものもあります。たとえば三回目に議論したものは具体的に二つありました。ひとつは芸術家バンクとかそういったものを具体的に作れないか。そういうものはたとえば新宿にあるとか、議論がありました。これはかなり皆様方ご関心があると思います。もうひとつは広い意味での次世代、あるいは子供たちにどうやって芸術文化を伝えるか。それは野外でもやることも踏まえて、そういったことも含めて今日は条例と結び付けていきたいと思います。さあやり方としてはどうでしょうか。

#### **池口委員**

すみません。順番を。今条例の中身を共有しようよというところから始まるとおっしゃった。今先生がおっしゃった、私達が今までいい加減に自分の夢を語ってきたその部分と条例を結びつける、その2つをおっしゃったと思うのですが。

#### **田中委員長**

一つです。

#### **池口委員**

1つですか。私には2つに聞こえちゃって。すみません。要するにこの中身そのものの理解度を一致しようという。

#### **田中委員長**

一致しようというよりももしいろんな意見が入っていなかったらそれを尊重して、疑問点があったらそれをお互いに解決しよう。そんな風に疑問点には線を引いてきたわけです。

#### **池口委員**

そうですね。そこから入っていただくと私たちの言ったことの事業化というところが、これの事業化はすごく最後の部分だと思うんですけど、そこまで私、思考が到達しないんです。みんなで具体的事業を私たちはこの委員会でどこを到達点として計画を作るのかという、その問題提起が今日も先生からもあったのですよね。

#### **田中委員長**

その議論は前回の時にした話で終わりましたよね。

#### **池口委員**

中身ですよ。ごめんなさい。私の理解がちょっと足りなかったようですが。今の、条例の理解度を、中身がわからなかったのもそういうところから入っていただけると。

#### **田中委員長**

ちょっと齋藤さんがおっしゃったように具体的な事業を結びつける作業はちょっともう少し後にした方がいいですかね。条例の中身を始めてみるころから議論していった方がいいかなと。では前文は見たので、次に行きましょうか。では目的に行きましょう。目的は具体的な事業云々というよりは、どうしてこういう条例を作ったのかということが書いてあります。こういうところで一つ一つ見ていくと重要なものもあるので、それよりもまず理解しにくいところ、よくわからなかったところがあれば、委員の方々からおっしゃっていただければ。池口さんいかがですか。

#### **池口委員**

わからないところはなかったです。

#### **齋藤委員**

目的の中の4行目に、「総合的かつ計画的に施策を推進し」とあるのですが、これが推進するというのは、その主体というのですか、上の文章は市民の役割を明らかにするというのはわかる。市民が主体的に取り組むことができるようにするのですが、推進しとなると、推進する人が、主体がいないと。この振興条例で推進しということがなんとなくピンとこなかった。言いたいことはわかるのですが、推進主体は誰か。

#### **田中委員長**

条例ですね。

#### **齋藤委員**

条例が推進する？後で推進機関の設置というのがあるじゃないですか。推進機関が推進するという意味なのかなと。今は計画策定委員会なので、策定委員会で推進のところまで入るのかなというところがちょっとわからなかったのですが。

#### **田中委員長**

計画を策定する場合にたとえば芸術文化推進委員会を設置するようなことは必要で、これ

はやるのだろうということは私自身は思っています。これは外郭機関に丸投げするのではないという風には思っています。ただおっしゃるように誰がするのかというと、条例によって推進するのだと答えるしかないですね。

#### **増田委員**

わかりづらいね。何でもありみたいな部分もあるし、何もしないこともある。行政の役割も書いてある。

#### **斎藤委員**

そういう意味では推進する施策を策定するみたいな感じだとなんとなくわかるかと。まあ言葉の問題ですが。

#### **田中委員長**

計画的というのは何年度目指すのですね。いつも大体 10 年後くらい。総合的というのは、予算との兼ね合いとか他の計画との兼ね合いとか、あるいは子供達に芸術文化活動を勧めるのであれば、芸術文化だけではなくほかのものと関連するということもあるだろうという風には思いますね。

#### **増田委員**

具体的にちょっと感じたのは、一つは環境整備計画ですね。これは計画的にやってもらわなくてはならない。財政支援とか人材育成とか、まちづくり。そういうのが入るかと思います。条例って基本的にわかりにくい。

#### **池口委員**

わからない言葉ではなかったのですが。ここで大事なのは先程指摘があったように、主体的にするというのはみんな、市民自らが主体的にやるのだということです。ここはちょっとマルを付けました。

#### **大久保委員**

私がマルをつけた部分は目的の所で、地域における芸術文化の振興というところにマルを付けました。これをどういう風に考えるのか。近隣を含めた中での地域と考えるのか、小金井市内で考えるのか。ここが一つポイントなのかなと思いました。

#### **田中委員長**

ここで何か具体的な事業や施策に結びつけるのは難しい。皆全部かかわってきますよね。では次に行かせてください。ここは定義です。なるべく芸術文化の範囲を広く、一つ一つ

具体的な例をあげてという書き方にはしませんでした。何でもありみたいな形になっていると思いますが、いかがでしょうか。何かわからない部分はあったでしょうか。

#### **大久保委員**

非常にあいまいなあれで。芸術文化を定義しようとして書いてある中で、多様な芸術文化というのは一体何を指すのか。これは定義として成り立つのかという思いはありますね。でも芸術文化と聞いても非常にあいまいで、漫画とかアニメとかですね、ゲームとか娯楽まで芸術文化は入るのかという色々な考えがあるとは思うのですけれども。

#### **田中委員長**

逆に言うとこれは入らないという書き方はしていないのですね。

#### **斎藤委員**

「知的かつ」なんですね。知的じゃなく創造的とか。知的もしくは創造的というのはあるのかな。

#### **増田委員**

芸術文化ってあまり知的とは結びつかない。ある意味知的というのは必要ない。

#### **田中委員長**

ただこういうものを世間に訴えるということはありませんね。そういう意味で知的という要素はかなりある。ここも具体的な事業施策というとは何でも入ってきますので、ここも結びつけることはしなくていいかな。次行きます。第3条、ここは理念です。議論も余地もあるところかもしれません。第3条1, 2, 3とありますが、具体的によくわからないところがあればご指摘いただければと思います。また委員の皆さま方で一緒に考えてもいいかと思えます。またここは策定した委員として解説させていただきますと、なるべく色んな人が入るように、市民という言葉ではなく具体的に「年齢、国籍、民族問わず」と入れました。

#### **大久保委員**

2のところで「市民が心豊かな生活」とあるのですが、前文にあるとおりに言われていたと思うんですが、ここに何か意図があって「人間らしい生き方」というのは方向性があるかと思えたのかなと。どういう意図なのかなと思います。

#### **田中委員長**

たとえば憲法25条で言う、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。それも人

間らしい生き方の一つだと。よく言う言葉だと文化権というのがありますね。そういう風に表現をする人もいますね。市民のいろんな状況によって入る。それらは権利であるとここで言いきってあります。

#### **齋藤委員**

違和感というほどではないのですが、3条の1項と2項3項がちょっと違う感じがします。1項は環境整備を図るものという、具体的な実行内容が書かれていて、2項と3項は気持ちの問題で尊重する、留意するとある。そういう形だと1項も留意するというものでもよかったのかな。1項の中で環境整備を図るというのが入っていると最終的な答申の中で、この振興条例がやることとして環境整備を図ることと、振興していくための育成などというものと同列になっている。ほかの所を見ると現実の施策の中で環境整備とか書いてあるものと同じレベルにしなきゃいけない。ほかの育成とか何とかいうところがちょっと違うところに入ってきている感じがするのです。なんで理念ということであればできるように留意するということになるのかな。この1項だけがいきなり環境整備という具体的な中に飛び込んでいくような感じがしました。悪いということではなくて、環境整備を図ることが最優先になっているのか。

#### **田中委員長**

その通りなのです。

#### **齋藤委員**

それがやりたい一番のことなのかなと。その他にも支援とかあるわけですが。

#### **鈴木係長**

環境整備の環境という言葉なのですが、いわゆるハードの環境ということではなくて、全体の条件を整備する、全体を覆うものということと考えていただけますでしょうか。

#### **齋藤委員**

一応その環境整備の中で、たぶんハードとか資金とかそういうものが配慮されているのかなと思います。

#### **鈴木係長**

はい、条件を整えるということでこの場合は環境整備という言葉を使っているということです。1項では全てを覆っていて条件を整えますよという意味合いです。

#### **齋藤委員**

要は条件整備だけすればいいのか。実施まで踏み込むのは関係ないよと言いたいのか。お膳立てはするということなのか。踏み込んでいるというスタンスを入れるのかどうなのかと思って。市の方では環境整備はしましよと。後やるのは市民の主体性だと言いたいのか。そこまで踏み込まないよという言い方をしているのですね。わかりました。

#### **鈴木係長**

そうですね。行政が何もかもお膳立てをしてそれに乗って市民の人たちがどうぞということとは考えていません。あくまでも主体は市民であり、その市民の方達の主体的な活動をしていくために条件整備をするのが条例、計画であり、もしかしたらまったくやらないということではなくて、部分的には行政がどこか責任をもってやるところも出てくるかもしれませんが、それはこの計画策定委員会の中でどんなところが行政に責任を持つということが出てくるかもしれないということでお考えいただければと思います。

#### **田中委員長**

第3条の基本理念は市がではなく、市民も団体も、みんなかかわってくるその具体的な理念を定めたもの。その大枠として第一項では環境整備のことを書き、2項3項は留意しなければならないことを書いた。話は順番が逆になっているわけではない。行政が内容等に干渉しないと書いてあります。大きな理念は環境整備ですね。ほかにいかがでしょう。ここも具体的な施策事業はかかわってくるので、結びつけるのはまたあとでやりたいと思います。続いて第4条。市の役割。ここは色々出てくるかなと思いますが。ここでよくわからない点があれば。市の方もいらっしゃいますので、聞くにはいいかと思います。第4条1項で出てきました、総合的かつ計画的にとあります。

#### **池口委員**

そのとおりだなと思います

#### **増田委員**

マルをつけたのが、必要な財政の措置、それから連携ですね、市民間の連携、それと最も行政機関相互の連携。これは非常に欠けています。芸術文化に限ってみるとわれわれ文化協会は企画課の担当でした。公民館は教育委員会、公会堂とかは集会施設管理事務所ですね。わりとその辺が総合的に今までなされていない。ましてや文化振興条例となるというんな方がいらっしゃいますが、全てに関わってきますね。国際交流もやっていますし、生涯学習、学校との連携を図る。公民館も生涯学習をしているわけです。それから青少年育成。障害者から高齢者まで、福祉との関係で出てくる。広報も。かなり横断的にいろんな課に入ってくる。こういうのが果たして市内でできるのか。今までもなかなかできなかった。二つあるのが一つになるのが大変でしたから。その辺はね、期待はしますけれども、

やはり必要かなと思います。それから 3 番の近隣との連携ですね、これもすでに形としては出来上がっています。10 年以上前から。文化施設相互利用とか広報の相乗りですとか、それから情報交換ですね。その辺はできているのですけれども、ただこれを市民がほとんど知らない。たとえば小金井市と武蔵野市との連絡協議会。ブロック毎にできている。こういうのがあってたとえば文化施設も共有できるわけですから、そういう情報自体を市民が知らない現状ということもあるわけです。これをきちっと、形はもうできていますので、どのくらいまで市民の要望を入れて踏み込んだ形でやるかというところまで含めてつめていくことが必要かなと思います。財政措置の問題は、これはまたやりますけれども。あと人材資源の情報ですね。ここもやはり具体的には人材バンクとか。どういう活動を支援していくのか。どういう形でそれを支援していくのか。そういう情報も集約していく必要があります。たとえば助成金の情報を市がまとめて出す。福祉の方はやっているのですね。こういった情報も行政がやってもらうのがいいと思います。もうひとつは市民との共同作業。市民と市が実行委員会みたいのつくってやるような話だとか、これからいろいろ出てくると思います。これ具体的にちょっとまだわかりにくい。2000 年のカウントダウンと、公会堂のさよならと、それくらいは今までありましたが。いいこと書いてあります。是非これを実施というか、具体的に実現するような形になることを期待しています。

#### **池口委員**

そのあれを作るのがこの計画、私たちの役割なのですね。

#### **田中委員**

今は市の役割の 4 条で特におわかりになりにくいところをお聞きしたのですが、むしろ具体的に、こうしたらどうかというご提案をいただきました。そんな中皆様方がいろんな具体的な施策・事業、こういうことをやりたい、やってほしいということを出していただいたのですが、今実はかなり結び付けてくださったのですね。具体的には 4 条の 5 つの言葉で書いて下さった。これを結びつけるのはここでできると思います。今の増田さんのご意見等も参考にして、重複があっても構いませんので、こういうものは結びつけられるとか、こういうものがあるといいといったことを出していただければと思います。たとえば第二項の必要な財政上の措置というところですけど、財政の支援とか税制の優遇とか。補助金なんて言葉もありました。芸術文化の事業というのがまた違うのですね。あくまで市に期待すること。市に要望することとある。

#### **大澤委員**

少しよろしいですか。市の役割ということなのですが、ここにいるとどうしても自分のやっている会のことが頭に出てくるのですが。ここに書いてあること全てマルをつけたいと思うのですが、読み切ると全部波線にしていきたくなるというようなことがあると思って

しまいます。というのは第 4 条。市はとあるのですが、全て私たちが実際に活動をしていていつもお願いしているところなのですが、聞くだけは聞いてくれるのですが全てかなえてはくれない。それを考えると波線を引きたい。全て自分のやっていることで経験してお願いしていることなので、前回もお話させていただいたのですが、いつかという期限がない先送りみたいな話になってしまいますので。ちょっと本当に先程増田さんがおっしゃった通り現実にしていただきたいなと思います。これだけすごい、素晴らしいことが書いてあるのですから。

#### **田中委員長**

言いだすときりがありませんね。では次へ行きましょう。第 5 条、市民の役割、団体との役割。ここはいかがでしょう。市民というのは、一人ひとりの市民。

#### **池口委員**

わからないことはなかったのですが、私はこれを見て、要するにここは相互に理解をしていく、そこが大事なのですよ。そういうところでやはりルール作成というのがあるか。それがちょっと心配です。

#### **増田委員**

難しいですよ。いろんな分野、ジャンルの人がいて、日常活動の仕方が違っていたり、発表の仕方が違っていたりする。まとめて共通項で理解し合うのが。その過程が非常に難しい。意味はよくわかります。もうひとつは担い手であると自覚してそこまでご活動するか、すごくこわいな、責任感が伴う言い方ですよ。

#### **大久保委員**

自覚させることでどのような効果があるのか、私には見えないですね。自覚してもらうことでこれによって振興にもたらされるものがあるのか。

#### **田中委員長**

ここあたりでどうでしょう。ここまで皆様方が具体的に考えてきた事業とか施策、1 回目 2 回目で議論したことと何か結びつくようなことがありますか。たとえば例を上げるとこの 5 章に関連するなら、相互に理解しあい、尊重し合うということと言うならばまず、どんな芸術文化活動がいつやられているか。方法とかですね、情報提供ですとか、そういったような場所とか手段が必要かなと思います。そういったことが条例と具体的な施策とを結びつける。例えば今のは一つの例です。皆さん方が考えてこられたものでこの 5 章に関連するものがあればおっしゃっていただければと思います。相互に理解しあい、尊重し合うということが難しければ、たとえばいろんなジャンルの市民活動の人が一堂に集まってとい

うこともありますね、これはかなり数も多くなりますから時間的には大変になるかと思いますが。こういうものもあるのだとお互いに理解する一つの方法ですね。どうでしょう皆様方、何か具体的に書き込んできたものがないですか。

#### **池口委員**

見せる工夫という。これだけの活動がありますよという見せる工夫をどうしていくことかなと思います。

#### **田中委員長**

見せる工夫というのは、具体的には施策とか事業とかありそうですか。

#### **池口委員**

そこまでは。情報の発信ですね。それは前のページの市の役割の部分ですね、連携を密にするとか、共同とかそういうポイントとも同じになるかと思って。

#### **田中委員長**

ただここは市民の役割なのです。市民が具体的にどういう風に情報だったり、尊重し合うようなものは何か具体的にないかということですね。

#### **池口委員**

だから集約する場所が必要ですね。情報の集約場所をどこにするのかというのが施策かなと思います。

#### **田中委員長**

たとえば1回目2回目では市の広報、インターネットですか、市の広報ページを活用するというような話もありましたね。関連しているので次も行きましょう。団体等の役割。ここでいう団体等というのは、第1条の目的にもありますが、企業、教育機関、民間非営利機関、文化団体、地域団体ですから、まさにみなさんのやっつけていращやる活動そのものですね。第6条ですが、ここで何かよくわからないことはありますか。並行して、具体的にこの団体の役割で、書いてきた役割、事業などがあればおっしやっていたければと思います。たとえば前回までの議論で言うと、企業の方が事務所、会場を提供していただけたらとか。こういう風に結びつけるのを委員長である私だけではなくて、皆さん方にもおっしやっていたきたいのです。

#### **中野委員**

頭がついていかない。

### **池口委員**

それを施策にするとなると「ねばならない」、たとえば約束事、決まり事というのを書いちゃうほどの拘束力というのは、ここにはないでしょう。

### **田中委員長**

もちろんないです。それは具体的なわれわれの計画ないし、後から出てくる芸術文化実施機関の役割みたいところで出てくることですが、あるいは 6 章に関して言うと団体との役割としては、専門的に活動している人が学校に出かけて行ってボランティアとして活動していくとか。あるいは地域団体の方がまちなかでライブ活動するとか。そういうことを具体的に私はイメージしました。

### **増田委員**

全然違うことをイメージしていました。

### **田中委員長**

時間の都合もあるので一応今日は条例の最後まで行きたいと思います。また一つ一つがつながってたりもしますからね。第 7 章基本政策です。ここは 1) ~ 5) で市がこういう施策をやるとあります。ここは単にこうしてほしいという要望だけではなくて、具体的にこういう事業という形であるといいかなと思います。私自身も条例を制定するにあたって委員として意見を言いました。まずはここがよくわかりにくいところがあればお願いします。重要な言葉は抜き出しやすいですね。1) は調査、情報提供。2) は基本計画策定、施策・事業の評価。3) は担い手の育成支援。4) は青少年高齢者障害者に対する芸術文化活動の促進。書いてあることはわかりやすいですね。具体的に事業と結び付けられるかどうか。

### **大久保委員**

基本理念においては年齢性別生涯の有無は問わないと書いてあるにもかかわらず、青少年とあるのは小さい子は入らないでしょうね。なぜ入らないのでしょうか。

### **増田委員**

入っているんじゃないかな

### **田中委員長**

小学生も入りますよね。

### **中野委員**

そうです。小学生も入っています。

### **田中委員長**

たしかに言葉の使い方は難しいですね。条例策定に関わっていた久保田さん、いかがですか。ここは理念で書いてあることと違うことをやろうとしているわけではないですね。

### **増田委員**

大事なことなのだけれど、施策として具体的にどういう方法論があるかなという難しさもあるし、情報調査はいいですが。難しいのは障害者の育成、東京都はやりますが、特別そういうことをすると目的にある。それから担い手の育成支援、これも非常に難しい。施策に入れるとなると、具体化しにくい。その幅といい、方法論は非常に難しく、イメージとしてすぐに浮かんでこない。

### **田中委員長**

たとえば大澤さんが学校に出かける時に市が何らかの形で支援をする。たとえば前回の議論で行くと、担当者が変わってやりにくいという話でしたら、これからはそういう専任の担当者を置くとかですね。場合によっては非常勤を置いて対応するとか、そういうこともイメージとして考えられるということですね。

### **大澤委員**

本当にやるということでしたら、専任の、その時その時じゃなくて、しっかりとちゃんと毎年必ずやるという風に決めてきていただかないと。やったりやらなかったりだとこの条例もおかしくなってしまう。

### **田中委員長**

そうですね。たとえば何年度にこういうことをやると具体的に書いていくことも必要ですね。

### **斎藤委員**

市がやるわけじゃなくて、主体的に市民がやるとなると何年にやれというのは、誰かがやるということになるので。市の、お役所の方は業務命令でそこでやれと言われればやらなくてはいけませんが、市民の方はそこでやれと言われてできるわけじゃないですからどこまで踏み込むのかですね。たとえば予算付けました、財政の補助もつけましたけれど、やれと言うのが難しいよという風なことになると、環境整備で止めますというのと、これがどちらかというと基本計画で情報提供くらいはいいのですが、支援するよとか促進する

よと言った時にどこまで踏み込むのかというところの間隙があって、そのはざままで悩むということになるのかなと思います。

#### **田中委員長**

大澤さんがおっしゃったように、ある程度基本計画まで盛り込んでおかないと活動はやりにくいし、市も支援しにくいですね。ただ内容まで踏み込まれるとね。

#### **大澤委員**

こっちの方はやりましょうということではなくて、頼まれてやる側なので、売り込みとかそういうものじゃないので。いくら市民、団体の役割といってもそれは目的が違うのではないかなと思います。やはり市の方で動いていただかないと勝手に入っていける領域じゃないのですね、その学校関係とかいうところは。ですからこの間もちょっと言いましたけれども、子供からやはり教育していかなければ、芸術文化は発展していかないのではと思います。

#### **大久保委員**

環境教育などを見て思うのですが、自らが社会活動をしていく場を作っていく中で、市民自らが活動するようにする。そういうようにするところまでが環境整備かと思えます。したくなるような場を作るところまでが環境整備かと。それがお金の条件でもいいですし名誉とか子供を教えるとかいうことでもいいのですけれども。なにかやれとは言わないけれどやるような、自由な場になるところまで。というようにすれば、それは実現しないと環境整備にならないということですよ。

#### **斎藤委員**

自主的な人がたくさんいると OK なのですよ。けれど現実を考えると、商工会にしても商業ベースの団体にしてもね、いくら補助金ありますよと言って、みんなで配ってこれで 1/3 ですよとか、あるいは全額ですよと言っても、みんな「あ、結構です。」となっちゃうわけです。なんで、誰が汗を掻いてそれを現実までやるのかというところが。幹事役というか、それを誰がやるのかと。手伝うよ、やってくれたら手伝うけど、自分がそこまで踏み込むのは勘弁だよ、という人が非常に多いんですね。ま、たまにいるのですよ。おれがやるわという人がいて、そういうのは実現するのですけれど。たとえば飯食う用意とか水飲みを用意するとかいうことになる。「いらね」と言われちゃうことになるので、そこらが環境整備と実際にそれを動かしていこうといった時の狭間がある。先程言われた、子供から育てることが重要だとかいうことがあるならば、それは市が教育長なりほかの誰かなり、金と人をつけてやるのだとあれば、そこまでいくと多分動くのだと思います。動き出した後にコストがかかるということならばいいのですが、最初に誰か手をあげませんかと言って

も、私の経験だとなかなかないですね。滅多にいないというのが実感で、それが環境整備で終わらせるのか。いや、ここの重要施策については市が踏み込むぞという施策を取るのか。全部とは言わないのですよ。どの部分になるかはわからないのですが、それがここのほかの施策なのか。とにかくこれは重要だと決めたらそこについては踏み込むというようなことがないと、現実には書いてはあるけれど結びつかないかなと思う。そういうのがなんとなく現実派としての感覚です。

#### **田中委員長**

大久保さんいかがですか。

#### **大久保委員**

おっしゃる意味はわかります。その難しい所をどうにかして知恵を絞ってお金のない市でも活動させたりできるんじゃないかと思うのですが。たとえば様々なボランティアによって成功したフェスティバルとか。いっぱいあるわけですよね。そういうものを僕も見ているだけに何か、魅力とか何かがあればできるのではないかと思うのですね。その辺はちょっとできれば有識者の人に、小林先生何かないでしょうか。私もわからないのですが、自分がそういう場で何かやろうとしたことがないもので、ほかの地域の例でたとえば市民がこういう風な活動ができているというような例はあるのでしょうか。

#### **鈴木係長**

小金井の市民の方達が、なかなか自分たちがやろうというところまで盛り上がらないという話があったのですが。小金井では環境問題に関しては市民の色々なグループがかなりいらして、その方達はかなり自立して色々な活動をしていて、この間は法政大学で環境博をやりました。素晴らしいですね。それぞれの団体が連携しつつネットワークを作って研究機関、大学と連携して。それから民間とも連携をしているのですが、かなり小金井では環境を保護し、推進しという活動をやっているんですよ。それにはもちろん行政と一緒にやっているという部分もあるんですけども、ああいう組織が芸術分野で出てきてくれることを。行政の方が芸術やりなさいというようなことじゃなくてね、自主的に出てきていただくためには、どういうことが条件でそろえばいけるのか。確かにアーティストもたくさんいらっしゃる。会社をもっている方もいらっしゃる。たとえば久保田さんもそういう関連の事業をしていらっしゃるけれど、じゃあ小金井でね、どうすれば小金井でも頑張ろうという風になっていただけるのか。実際にそういう活動をしていらっしゃる方が、自分たちの活動だけにとどまってしまわないのではなく、まちづくりまでいけるようなことになっていくのかを皆さんに考えていただきたいなと思います。たとえば商工会だって商店街であそこはたとえば南口の商店街、今いろんな様々な取組みをされていますよね。ああいうところにお地蔵さんがあったり、ああいうのをどういう風にもうちょっとつなげ

ていったら楽しい小金井になっていくのか。市民の人たちがみんなあれを共有できるようになるのかということ、考えたいと思います。

### 事務局（小林）

先程の、たとえば魅力的な何か、事業を起こすところまではまずやったりして。最初はボランティア的に活動していくということで、それが自立していくケースというのはよくあるんです。たとえば大久保さんなんかよくご存じですけども、札幌でやっているパシフィックミュージックフェスティバル。そもそもバーンスタインが始めた教育、実際プレイヤーとなっていく人たちの教育フェスティバルというのがあるのですね。あれは結局バーンスタインという著名な指揮者が始めたものを札幌がそれなりに支援なり何なりしてやるようになったわけですけども。最初は海外からいろんな方達に来るからその人たちの通訳のボランティアをお願いしますという形で行政ではお願いする形を取っていたのですね。ところがそういうボランティアの人達が、海外から人が来るのにせっかくだから日本の文化やなんかをもっと知ってほしいというように、自発的に活動を始めるんですよ。行政の言いなりになってやることだと、かえってフェスティバルが楽しくないとかもっと楽しくできるはずだという知恵が色々出てくるんですね。今はどうなっているかという、自分たちでお金まで稼いで、それで自分たちの活動を自立させるというところまで行くわけですよ。すごい長い時間がかかっているわけですけども。だから最初のお膳立てとかはもしかしたら行政がしなければいけないかもしれない。たとえば私が前から鈴木さんに言っていることなのですが、小金井では薪能をずっとやっているわけですね。あれはすごく歴史もあっていっぱい多くの方が見に来てくださると。あそこにたとえばボランティア的にかかわって最初手伝うようなことから始めてですね、もっとそれを広めていく活動というのができるかもしれない。あるいはそれに自分たちでプログラムをやってみましょう。もっとその能や狂言への理解というものを広めていくためには、ただ子供達のための、何かあるんですよ、会場別でやるだけじゃなくて、先程子供が大事だといったけれど親も大事なんですよ。親が子供にそういう場を提供するわけですから。だけど親の世代が実はそういうものに触れていないことが多いんですね、今って。そうするとそういう人たちにもそういうプログラムを触れてもらうのがいいのではないかということになってくると、行政にお伺いを立てたりというのが面倒くさくなってきちゃうわけ。それでそういうのがNPOとして自立していくこともありうると思うのですね。だからきっかけを何か作れば。それからみんなが楽しく参加できるようなものは何か最初考えなければいけないかもしれない。だけどそうすれば自立していく道っていうのはできてくるかもしれない。だから最初から何かやらなきゃいけないと思うと、誰もやりたくなくなっちゃうんですね。最初からすごく責任があると。だからたとえば最初はほんと教育レベルでいいのです、私達のできる範囲でさせてください、というのでいいと思うのですよ。だけどそういう方達の中からもっとこうしてください、と出てくるといいなと、そういうのがいっぱい出てくると面白

いかなと思うわけです。それがさっきの環境の NPO みたいに広がっていくといいかなと思いますし。久保田さんなんかもなんかすごく黙っていらっしやいますけれども、小金井では全然活動してくださっていないのですけれども、所沢だっけ、とかまででなさっていますよね。なぜ小金井で活動をしないのか。

#### **久保田委員**

さっきの環境の話ですね、私もそんなに詳しくは知らないのですが、たとえば野川がすごく汚くてきれいにしたいという人たちがいたのですよね。そういう割とマイナスの要因があって、それをきれいにしたいから、いろんな人たちが力を出してということがあった。今私たちが埼玉でやっているのも、残土処理業者が昔の農家に入り込んできて、それだったら地域の人たちができることの中で、大事にしていけばそういう業者が入ってこないようになるだろう。地域の資源を活用しながら、自分たちの住んでいくところをよくしようということなのですね。わりと最初のきっかけが、ちょっとまずいよね、とか困っちゃうというようなことがあるとか、たとえばさっきおっしゃったようなバーンスタインがきたとかね。そういうなんかその自分たちが今いるところがどうなっているということを、まず発見するということがないと。発見する試みを何回かやっていかないと、とは思いますね。

#### **大久保委員**

小金井は何がいけないということがあるわけではないのですが、確かに難しいことはあると思うし、最初はお願ひするが、広まっていくと大澤さんの方も協力して頂いていけるのではないかと思うんですけれども。

#### **増田委員**

協働系のいくつかあるのだけれども、なかなか合同でやることは少ない。芸術文化はそういう意味では一緒にやろうという話はあつたりもするのですけれど、難しい。環境はあるけれどね。直に目で見てこうしなくちゃ、とわかりますのでありますが。芸術文化は自主的に活動しているわけで活動自体に非常に満足している。ですからたとえば意見交換をするにしてもコーディネイトなんかもこれは非常に苦勞すると思いますね。自分でやって非常に楽しいのだけれども、そこまではやんない。よくいえば個性的だが非常にわがままな人が多い。これは芸術文化の特徴ですね。師弟関係があつたり、映像中心だつたりとか。これをやるのに 10 年かかっていますから。10 年でやっと形ができて自主映画。芸術文化というキーワードで市民をまとめていくとか非常に難しいです。やるならばまちおこしのフェスティバルとか。小金井に行けば毎年あれやっているよという、そういう具体的な、みんなが、小金井市民だけではなく小金井らしさなんかおっかけていってもだめだと思うんですよ。小金井の人みんなよそへ行っているわけですから。それを何か超えたところ

ろに計画性がないとなかなか小金井市としてうまくいかない。小金井はそれでいいんじゃないかと思うのですね。

#### **田中委員長**

時間の都合もあるので、今日最後まではいきたいと思います。第8条ですね。このうちの2項。ここは市長がとあります。ここで特におわかりになりにくいところがあれば。この基本計画策定委員会を策定するものとするというのが私たちですね。8条いかがでしょう。この委員会のことしか書いてないのですが。なぜ市ではなく市長がと書いてあるのですか。

#### **鈴木係長**

それは市長が、自分でやりますということで市の強い意志をここに反映しているのですね。そのものですから市の職員と市長が一体となってという、市長の姿勢です。

#### **田中委員長**

市長が変わってもですか？

#### **久保田委員**

市長さんが変わってもという話はしましたよね。

#### **鈴木係長**

条例で謳っているということは、市長が変わってもやるということです。

#### **田中委員長**

では最後行かせてください。第9条、推進機関の設置です。第9条の1項、芸術文化推進機関を設置すると書いてあります。これはこれからおそらくこの策定委員会でも議論していくことになると思います。たとえば最近の報道を見ますと近所の立川市でアーツカウンシルを発足するということがありました。それから2項では基本計画の活動の評価及び見直しをするとあります。このところはいかがでしょう。何か分からないところはありますか。条例の策定委員会では9条にはかなり積極的なものを出していました。つまり芸術文化推進機関は事業を実施するけれども、評価は別の機関がやるべきじゃないか。第三者評価委員会的なものを設置するという議論はありましたが、最終的な条例ではこのような形に変わっています。ここで初めて芸術文化活動を支援するという言葉が出てきていますね。今日は条例を見て中身をお話することはやれたと思うのですが、前回まで皆様方が具体的に出された事業を結びつけるというところまではちょっとなかなかいかない。

#### **大久保委員**

結びつけるのが難しいですね。

#### **田中委員長**

条例の文章は理解しにくい所もあるかなと思います。

#### **斎藤委員**

条例が網羅的に書いてあるので一つの事業がいくつもからむ。切り口をどこに持ってくるのかによって、事業主体を中心に書くのか。それともお金だとか時期とか。みんなだぶってくるわけなので、報告書でどういう切り口でまとめるのかという視点の方向を決めないとどこで見てくるかと。実施策を書ききたるものを次回グループ化するときに事業主体で分けようとか、内容で分けようとか。その辺の切り口をどういうスタイルにしていくか。これを読んで決めるというわけではなくて、結論がどういう方向に持っていきたいかによってどういう分け方、分類の仕方をしたいかで決めないと、これはこっちで、あっちではこうで、ということになってしまうので。

#### **田中委員長**

またこれをご覧くださいますと、階層図があります。今日一番最初に書いていただきました。この5つは前文に書いてあるキーワードですね。私たちは前回までに右側について議論していました。この委員会では理念と施策、事業をどうやって結びつければいいのか考えていく必要があります。方向づけ、その作業をこのキーワードから何とかやっていけるといいなと思います。ただこれと、具体的なものも複数かかわっていますから、1対1で対応するわけじゃないですね。その辺がちょっと難しいかなとは思いますが。

#### **大久保委員**

基本理念はかなり前文とかぶっていますが、伝統文化というのは前文だけなのですね。出てきたのは。基本理念で言うとあらたな文化資源に偏っているのかなというのがありますけれど。

#### **田中委員長**

基本理念は第3条第1項ですよ。2項3項は1項を実現するための留意事項ですね。第3条の1項で書いてあることというのは一言でいうと環境整備を図る。ここは何でもありになる。

#### **斎藤委員**

環境についてもハード面、ソフト面、資金面がありますね。それが今度は伝統的、今まであったものに対してどうするか、それから新しいもの、というように目が分かれてきます。

で、それが基本施策の中で環境整備にするためのハードなりソフトというのがこの施策の中に入ってくるだろうし。どういう風にくくっていくかが。

#### **田中委員長**

基本理念と第7条の基本施策ですね。条例上はそういうつながりになります。この7条の基本施策の言葉でまとめるというのは形式的ですが、やりやすいかもしれないですね。4つ具体的に書いてあって。ちょっとこの階層図のやり方とは違って来るかもしれませんね。今日は白板では前文と基本理念もしやるとすれば、条例の基本施策。ここに4つ具体的に書いてありますからこれを結び付けていくということでもやりやすいのではないかと。

#### **久保田委員**

やりやすいけれど、今みんながやるんだよ、市民の人がやるということを行っているときに、こういうフレームで興味を持てるよう調査なり情報提供をするとすると、市民が何かやろうということを考えていくには、もうちょっと噛み砕いてカジュアルにしてあげないと。いきなり理念から入って情報提供に関することとかが出てくるのがいいか。たとえば伝統芸能であり何かをするためにはどうすればいいのかと出てくるようにするのかでちょっと違って来ると思うのです。もうちょっと悪口言うわけじゃないけれど、お役所的な切り口よりはもっとシンプルな形で出てきた方が。

#### **田中委員長**

そのことを我々が新たに考えるか、それとも前文の言葉でまとめていくのも一つのやり方なのですね。

#### **斎藤委員**

これは宿題の所に書いてあったのは、目次がありましたよね。それを見ると大体共通しているのは鑑賞と、参加するのと、創造する。その連携みたいな。それがまとめのくくりの柱になっているので、今言われているのが多分そういうことになるのかな。たぶん同じような議論をしていってわかりやすくということになると。ぱらぱらとめくると鑑賞して参加する、自分たちがやっていく、というようにすると、あと1回か2回でまとまるのかなと思います。

#### **鈴木係長**

すみません。口はさんでしましまして。基本施策に沿った並べ方とか、今斎藤さんがおっしゃったような他市の例だとかは、まあ、行政が作っていくとそういう形になってしまうので、そうではなくて新しい見方をしていってどういう風に展開をしていく方が、市民参加がしやすいのかなと考えてはいるのです。

#### 田中委員長

はい、ありがとうございました。今齋藤さんが言ったようなキーワードはありふれているかもしれないけれど話としてはわかりやすい。それはそれで案として書いて頂いて、そのほかに久保田さんの方で、何か市民が理解して参加しやすい、お役所くさくないようなわかりやすいものはありますか。

#### 久保田委員

…難しいですね。

#### 田中委員長

いきなりは難しいでしょうか。キーワードありましたよね。齋藤さんがおっしゃったのは。

#### 齋藤委員

鑑賞、参加、創造。参加が鑑賞か。鑑賞と創造、交流、育成、情報提供。そんなようなまとめ方になっているなど。自分たちで出したのをまとめながら、こういう柱だとやっていると多分時間がかかる。3月の中間発表でしめるとなると、2時間や3時間でまとめられるかというとても無理だと思う。どこかで合宿しないと無理。だいたい酒飲んでやるといのが。

#### 田中委員長

いやお酒は出ないですね。だいたい方向くらいは出していく必要はあるんですかね。

#### 齋藤委員

まあ、まとめやすいというか、読みやすいのはそういうことなのでしょうね。出てきたこの案件を網羅的に分類うまくしようとするとういうことに最終的に落ち着いたんだよな、というように。今日配られたキーワードがだ一っと載っているので多分ここに共通しているのがまとめやすい、各所でやったところの分類なのだなと。

#### 事務局（小林）

実は事務局側でもこういう資料をどの段階でどのくらい出したらいいのかというのを悩んでいるのです。あまり他の自治体に本当にこだわってほしくないのです。まっさらで本当はやってほしいのです。時間がかかっても私たちの計画を作ってほしいのです、ほんとは。他市でこうやっているからこうやりたくないよね、という考え方でむしろいいんです。ただ何もないと考えにくいかなと思って出しているだけなので、このとおりにやってほしいなんていうのは毛頭思っていないのです。

### 田中委員長

ちょっと時間がないので、進め方の問題でもあるんですが、他市のやり方を参考にしてみようというのとは非常にやりやすい。

### 大久保委員

成功例はないのですよ。これだけ条例やってそれでよくなったところがあればいいんですけど。日本の文化行政やっているところで他のを参考にする必要はなくて、他から真似されるようなモデルを作ってもいいんじゃないですか。

### 久保田委員

やってみようとか探してみようとか話してみようとか。なんというのかな、鑑賞とかってことよりももっと人が知りたいとか、かかわってみたいというような、つながろうとか伝わりようとか。

### 田中委員長

そういうのはNPO関係がよく使う言葉なんです。市民活動が。

### 久保田委員

でもやるのは市民なんだからいいんじゃないですか。こういうあんまり誰もみないものよりは。

### 池口委員

要するに自発性ね。さっき言った。そこをどうやって自発性を担保する政策をどういう風に作るかということを考えればいいですよ。その時のポイントは何か。それを出すと意外とあれになっちゃう。自発性をどう出すかというキーワードでやればいいのか。何を目的とするかというのを1にして、どういう項目を作るのかというのがいい。

### 田中委員長

そろそろ8時ですので、次回に結びつける意味で、この言葉はわかりやすいですね。使いやすいのですが、ここにこだわる必要はないと。最後の方で久保田さんがおっしゃったように何かわかりやすい言葉で表現する。それでそれを方向付けのキーワードみたいにして、皆さん自由に少し考えてみませんか。もちろんこれを使って頂いてもいいです。それをもって何か3月のワークショップに備えてですね、具体的に方向性づけになるようなものができればと思います。では、最後ですので事務局の方から次の予定、お話ありますか。

#### 4. その他（事務連絡）

##### 鈴木係長

今日は皆さんに前回お話しして書き込んでいただいたものを持ってきていただいたと思うのですが、今日ここを出していただけなかったものを事務局の方でまとめるのに、こちらで参考にさせていただきたいので、お持ち帰りされるのであればコピーをさせていただければと思います。お預かりしちゃってよろしいでしょうか。それからアンケートのことちょっとご報告させていただきます。

##### 事務局（小林）

アンケートの方ですが、今集計作業やっています。2800 の無作為抽出でお送りしたらなんと 975 も返ってきたのですね。思った以上に返ってきてすごく私たちびっくりしているのですけれど現在その集計作業と集計の方法なんかを検討しているところです。2月には集計の結果を皆さんにお伝えすることができると思います。以上です。

##### 鈴木係長

それから次回は1月17日。18時からでいつもと同じでよろしいでしょうか。今年度は同じように第三木曜日の18時からということにさせていただきたいと思いますが、もし18時からではちょっと早すぎるということであれば来年度ちょっと考えさせていただきたいと思いますが、今年度はあと2回、それと3月のワークショップということで3回残っております。皆さんのお手元に1月の藤井さんのチラシをお配りさせて頂いております。もうちょっと集まった方が楽しいと思ひまして、チラシをお配りさせて頂いておりますので、宣伝の方、よろしくお願ひします。それともう一つ、結城座のワークショップも来年1月27日に行いますので、もしよろしければそちらもご参加ください。受付は来年の4日からですが、ワークショップもありますので是非お越しくださいませ。お願ひいたします。以上です。

##### 田中委員長

NPO法の改正について、私自身がテレビに出演します。15日火曜日。テレビ東京でけんちゃんの相手役を私がやります。17時20分から25分の予定です。登場時間は本当にわずかなのですが、準備に相当の時間を費やしました。要は研究室の掃除をやったということなのですが、ささやかですがPRさせていただきました。どうも皆さま方お忙しい所ありがとうございました。